

あいごデイサービスセンター

重要事項説明書

指定地域密着型通所介護の提供開始にあたり、指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日付け厚生省令第37号）第105条により準用される同基準第8条の規定に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

当事業所は在宅福祉の担い手として、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、「在宅生活の安定と生活の援助」を目的とします。

(2) 運営の方針

当事業所において提供する地域密着型通所介護は、介護保険法並びに各法令に沿ったものとして常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、常に提供したサービスの質の管理、評価等も行います。一人ひとりに個別援助計画書を作成し、必要とするサービスを的確に把握し計画に沿った通所介護を提供します。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所の種類	指定地域密着型通所介護
事業所名	あいご デイサービスセンター
介護保険指定番号	2190104493
所在地	岐阜県岐阜市古市場189-9
電話番号	058-214-8362
FAX番号	058-214-8372
管理者	松井 菜津代
サービスを提供する対象地域	岐阜市（黒野、西郷、七郷、網代、方県、常盤、木田、鷺山、則武、城西、島、早田、長良西地区）

上記の地区以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の設備（指定地域密着型通所介護）

食堂兼機能訓練室	1室	静養室	1室
トイレ	2室	相談室	1室
浴室・脱衣室	1室	事務室	1室

(3) 定員及び営業時間帯

定員	10名
営業日	月～土曜日、祝日 午前9時～午後4時
定休日	日曜日、年末年始(12月31日～1月3日)

(4) 事業所の職員体制（指定地域密着型通所介護を提供する職員）

	常勤		非常勤		職務内容
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1名			管理・監督、デイサービス業務の統括
生活相談員		2名			利用申込に係る調整、通所介護計画の作成、相談・援助業務
機能訓練指導員		1名	1名		心身機能の低下の防止及び維持回復を図る為の訓練の実施個別機能訓練計画書作成
介護職員	1名	3名	2名	0名	日常生活上の介護、その他必要な業務

3. サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴や排泄の介助、機能訓練その他必要な介護等を行います。

送迎	身体状況にあわせて、車両への乗降介助やご自宅玄関までの安全に配慮し、送迎を行います。
健康管理	デイサービス到着後の健康チェックと必要な場合随時血圧や体温等を測定します。
入浴	ご自宅のお風呂環境を確認し、個別浴槽にて身体状況にあった入浴サービスを提供します。全身の確認や必要な処置を行います。
機能訓練	個別の心身状態を踏まえた機能訓練の目標等を計画書に位置付け、個別～小集団で実施します。また日常生活や各種レクリエーション等を通して体力作り又はその減退を防止し、心身の健康に配慮します。
食事	12:00～配膳開始。 身体状況にあった食事を「あいごデイサービスセンター」の厨房より提供します。嗜好や食事形態の対応を致します。
レクリエーション	心身の状況にあわせたレクリエーション（運動レク 作業レク 畑での農作業 外出レクや地域とのふれあい）を提供し、楽しく過ごしていただきます。
その他（介護）	ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。 ・ 着替え、排泄、食事等の介助。 ・ おむつ交換、体位交換、施設内の移動の付き添い。 ・ 爪切り等の整容、口腔ケアの援助。
生活相談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することを含め相談できます。
延長サービス 夕食提供	ご利用者やご家族の予定に合わせてサービス提供時間9時間～の利用や夕食の提供を行います。

4. 料金

(1) 利用料金

①基本料金

地域密着型通所介護利用料【7時間～8時間利用】

区分	負担割合 1割	負担割合 2割
要介護1	774円	1,547円
要介護2	914円	1,828円
要介護3	1,060円	2,120円
要介護4	1,204円	2,408円
要介護5	1,348円	2,695円

②加算料金

区分	負担割合 1割	負担割合 2割
入浴介助加算(Ⅱ)	57円/日	113円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	58円/日	116円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	78円/日	156円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	21円/月	41円/月
科学的介護推進体制加算	41円/月	82円/月
認知症加算	62円/日	124円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23円	45円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19円	37円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円	13円
処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ	所定単位数(基本+加算)の 9.2%×地域加算の1割 9.0%×地域加算の1割 8.0%×地域加算の1割 6.4%×地域加算の1割 ※地域加算 1単位=10.27円	所定単位数(基本+加算)の 9.2%×地域加算の2割 9.0%×地域加算の2割 8.0%×地域加算の2割 6.4%×地域加算の2割 ※地域加算 1単位=10.27円

※個別機能訓練加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、認知症加算は当日の勤務体制により変動します

※サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、前年の体制の実績により変動があります。別紙 料金表にて提示

③その他の自費

区分	自己負担
食費(昼食・夕食) ※夕食はご希望された場合	800円
日用品費	100円
レクリエーション費(作品作り等) ※利用者の選択により参加される場合	100円/回
延長料金 ※利用時間9時間を超える場合	500円/30分

送迎代 ※当施設が定めるサービスを提供する対象 地域（校区）を越えて送迎を行う場合	50円/km
オムツ代	150円
尿取りパッド	100円
洗濯代	100円/回

④その他、医療材料費、理髪代、イベント等に係る費用は利用者の実費負担となります。

（２）キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の前営業日午後5時30分 までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日午後5時30分 までにご連絡がなかった場合	800円

（３）支払方法

ご利用当月の末締めで、当月ご利用分料金合計額の請求書を翌月15日までに発行します。料金の合計額をご利用月の翌月23日までにあらかじめ指定した通帳より口座振替の方法でお支払いください。ご契約の際には預金口座振替依頼書のご記入をお願いします。

指定銀行	岐阜信用金庫 福光支店
指定口座	口座番号0293658 株式会社A I G O 代表取締役 杉山 秀宣

5. サービスの利用方法

（１）サービスのご利用申し込み

居宅介護支援事業所（担当の介護支援専門員）にご相談ください。もしくは、来設いただき、所定の用紙にて申し込みください。

（２）サービスのご利用開始

当事業所の職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

（３）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

利用者（家族）は、当事業所または担当の介護支援専門員までサービスの終了の希望をお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援認定又は非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

④その他

次の場合は、当事業者は即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく2ヶ月遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・利用者が入院若しくは病気等により、1ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態である事が明らかになった場合
- ・利用者やご家族などが当事業所や当事業所の従業者又は利用者に対して本契約を継続し難い背信行為を行った場合
- ・やむを得ない事情により当施設を閉鎖又は縮小する場合

6. サービス利用にあたっての留意事項

送迎時間	朝8時30分頃デイサービスを出発し皆様のお宅へ廻ります。前後の利用者の都合により、時間にずれが生じる場合もございますので、ご自宅内でお待ち下さい。夕方16時すぎにデイサービスを出発し皆様のお宅を廻ります。道路事情により、送迎時間のずれが生じる場合があります。
金銭・貴重品の管理	原則として貴重品・金銭の持ち込みはご遠慮願います。万が一持ち込みがあった場合は、自己管理をお願いします。利用者同士での金品の授受はご遠慮願います。
所持品の持ち込み	施設の構造上、最低限度必要なものに限らせていただきます。
設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は自由にご利用していただいて構いません。ただし本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合がございます。
飲酒・喫煙	喫煙は固くお断りいたします。飲酒はこちらで準備する以外は飲酒できません。ご利用日の前日の自宅での飲酒は深酒にならない程度でお願いいたします。
体調不良時等の対応	原則としては、在宅での医療管理をしている主治医へ受診をしていただきます。その際の送迎は自宅までとさせていただきます。病院までの送迎や受診の付き添いはできません。容態により直接ご家族にお迎えに来ていただく事もございます。
宗教活動・政治活動	センター内での他利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮願います。

7. 健康上の理由による中止

次の事由に該当する場合、利用中でもサービスを中止し、退所して頂く場合があります。

- ①風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又は、中止することがあります。この場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応を致します。
- ③利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。この場合、ご家族に連絡のうえ、適切な対応を致します。必要に応じて、速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(注) サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替える事ができます。ただし、定員分の予約が入っている日は振り替えできませんのでご了承ください。

8. 非常防災対策

当事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

9. 虐待の防止について

(1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	川部 義清
-------------	-------

(2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催しています。

(3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

10. 身体拘束防止について

当事業所は、通所介護サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合、①切迫性②非代替性③一時性の要件を満たしていることを、カンファレンスにて確認の後、利用者及び家族等（後見人含む）に説明し、同意を得た上で、その実施状況や時間等について、経過観察記録を作成し保管いたします。

11. 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 事業者及びその従業者は、在職中及び退職後においても、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

(2) 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

(3) 事業者は、利用者から予め文書（契約書）で同意を得ない限り、サービス担当者会議、事務請求業務、施設通信（ホームページ）等においても利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書（契約書）で同意を得ない限り、当該家族の個人情報を用いませぬ。

12. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合その他必要な場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医の医師や消防署への救急連絡する等必要な措置を講ずるほか、速やかにご家族・居宅介護支援専門員等へ連絡いたします。

13. 事故発生時の対応及び賠償責任

(1) 利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

(2) 利用者に対する通所介護の提供により当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

14. 相談、苦情等の窓口

①通所介護に関する相談、苦情等は、下記窓口までお申し出下さい。

電話番号	058-214-8362
窓口担当者	生活相談員 松井 菜津代 小林 歩
受付時間	月～土曜日 午前9時～午後5時迄（日・12/31～1/3を除く）

②苦情解決の方法

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、利用者は第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

窓口担当者 (苦情受付担当者)	生活相談員 松井 菜津代 小林 歩
苦情解決責任者	管理者 松井 菜津代
外部相談窓口	岐阜市役所 介護保険課 〒500-8701 岐阜市司町40番地1 代表電話 058-265-4141 開庁時間 月曜日から金曜日 8時45分から17時30分まで (土日・祝日・12/31～1/3を除く)
	国保連合会 介護保険苦情相談窓口 〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 岐阜県国民健康保険団体連合会4階 介護保険課苦情相談係 電話番号 058-275-9826 Fax 番号 058-275-7635 受付時間 平日 午前9時～午後5時まで (土日・祝日・12/31～1/3を除く)

令和 年 月 日

私は、利用者に対して契約書及び重要事項説明書に基づき、通所介護の説明をしました。

説 明 者 指定地域密着型通所介護 あいごデイサービスセンター
管理者・生活相談員

氏 名 _____ 印

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各1通を保有するものとします。

私は、契約書及び重要事項説明書を、事業者から地域密着型通所介護について、また個人情報取り扱いの説明を受け、正に了承し受領いたしました。

写真の取り扱いについて説明を受け、 了承する ・ 了承しない

利 用 者
住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

家 族
住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

事 業 者 株式会社A I G O
事 業 者 名 あいご デイサービスセンター
指 定 番 号 2 1 9 0 1 0 4 4 9 3
住 所 岐阜市古市場189-9
代 表 取 締 役 杉山 秀宣

印